○国土交通省告示第八百号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年八月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－582号	仕切り天井張り（Ｂ０級）	ＳＴＡＣＯ－Ｃ－Ｎ25／ＩＮＳＰ．ＨＡＴＣＨ	STACO Co., Ltd.	1589－3, Songjeong-dong, Gangseo-gu, Busan, Republic of Korea
第Ｆ－583号	仕切り天井張り（Ｂ15級）	ＳＴＡＣＯ－Ｃ－Ｎ50／ＩＮＳＰ．ＨＡＴＣＨ	〃	〃

○四国地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十二日

四国地方整備局長　平井　秀輝

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　五十五号及び四百九十三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
安芸市津久茂町二五〇三番七から高知県安芸郡芸西村西分字江尻甲二二三一番一まで	前	Ａ　八・五〇～二四・二〇メートル	九・六一〇キロメートル	上記Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ及びＦは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ　一一・二〇～一四八・六二	六・三六二	
	後	Ａ　八・五〇～二四・二〇	九・六一〇	
		Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ　一一・二〇～一四八・六二	六・三六二	

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十二日

四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	高知県安芸郡芸西村和食字琴濱甲四〇番一から同村和食字琴濱甲二一番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十二日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　五十五号　高知県安芸郡芸西村和食字琴濱甲四〇番一から同村和食字琴濱甲二一番一まで

二　制限の対象となる占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することが出来ないと認められる場合は、この限りではない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月二十二日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子

財務大臣麻生太郎海外渡航不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　野田　聖子

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外渡航不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる
○農林水産大臣臨時代理解職
同　石井　啓一

農林水産大臣齋藤健帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上八月十七日）

国家公安委員会

（神奈川県警察本部長）警視監　島根　悟
警視庁副総監を命ずる
（警察庁長官官房総括審議官）
同　斉藤　実

神奈川県警察本部長を命ずる
（警察庁生活安全局地域課長）
警視長　國枝　治男

警視監に任命する
長崎県警察本部長を命ずる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長）警視
監　松岡　亮介

警視庁刑事部長を命ずる（以上八月十日）

警察庁

（九州管区警察局長）警視監　門田　渉
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　門田　渉

辞職を承認する
（警視庁刑事部長）同　露木　康浩

警察庁刑事局組織犯罪対策部長兼生活安全局付兼刑事局付兼長官官房付を命ずる
（警察大学校特別捜査幹部研修所長）同　相浦　勇二

九州管区警察局長を命ずる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部長）同　中村　格

警察庁長官官房総括審議官兼警備局付を命ずる
（警察庁情報通信局情報通信企画課長）同　植田　秀人

警察庁長官官房サイバーセキュリティ・情報化審議官兼長官官房付兼生活安全局付兼警備局付を命ずる
（東京都青少年・治安対策本部長）理事　廣田　耕一

警視監に任命する
警察大学校特別捜査幹部研修所長を命ずる
（長崎県警察本部長）警視監　金井　哲男

警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　金井　哲男

財務省に出向させる
（警察大学校警務教養部長）警視長　飯利　雄彦

警察庁生活安全局地域課長を命ずる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部長兼生活安全局付兼刑事局付兼長官官房付）警視監　露木　康浩

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長事務取扱を命ずる